

無理な輸送を強要されたら…

荷主勧告制度

出典：国土交通省

荷主勧告制度とは

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法に基づき、トラック運送事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなど主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が当該荷主に対し違反行為の再発防止のための適当な措置を執るべきことを勧告するもの。

勧告を発動した場合には、当該荷主名及び事案の概要を公表します。

また、法律に基づく勧告のほか、①勧告には至らないものの違反行為への関与が認められる荷主に対する「警告」、②関係機関からの法令違反情報等をもとに関係する荷主を特定し早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を通達により設けています。

こんなときは情報提供を！

上記とは別に、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に規定する違反原因行為に該当しうる荷主の行為の例として、「**輸送の安全確保義務違反を招くおそれのある異常気象時など、安全な運行の確保が困難な状況で運行を強要するような行為**」も示しています。

輸送の安全を確保できないような運行を強要された場合には下記の国土交通省の「荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口」のホームページや適正取引相談窓口へご提供ください。

無理な輸送を強要されたら、下記へ情報提供を！

荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口

方法1

QRコードを読み取り！

方法2

ヤフーやグーグルの検索窓に下記の文字を入力して検索！

荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する輸送実態把握のための意見等の募集

検索

荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

国土交通省では、貨物自動車運送事業者及び荷主のみなさまに対して、これまで、「標準運送約款の改正」、「適正取引の推進」、「荷主勧告制度」、「働きかけ」等を周知してきました。これらの取組みに関するご認識、浸透度、実施状況等の実態把握を行うため、荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する意見等の募集窓口を設置致します。

意見等の募集窓口

長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務（追加業務）、コンプライアンス確保に影響しうる輸送に関する情報（非合理的な到着時間の設定、重量違反等となるような依頼、燃料費等のコスト増加にかかる運賃・料金等の不当な据え置き）などをお持ちの場合は、[こちら](#)へ情報をお寄せください。

【お寄せいただく情報の記載例】
・燃料費が費用が上がったため、その分の値上げ交渉をしたが、（荷主名）から「こっちは厳しいんだ」と言われ据え置かれた。
・○年○月○日に（お困りごとの内容）について、（荷主名）に対して申し入れ・相談等を行ったにもかかわらず、全く相手にされず改善がされていない。
・荷卸し、積み込みで時間指定されるにもかかわらず、指定時間に着いても常に○〇時間待たされ、（荷主名）に相談したが改善されない。

●お持ちの情報はこちらへ投稿ください
（↑意見募集の投稿ページに移動します）

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

意見等募集の目的

国土交通省では、長時間の荷待ち、契約にない附帯業務の強要などの違反原因行為を行っているおそれのある**荷主実態**を積極的に収集しています。日々の運送業務の中で、お困りのことがありましたら、下記フォームに入力の上、国土交通省までお知らせください。
※いただいたご意見等については、荷主への法に基づく対応の検討にあたり、活用させていただきます。
（なお、投稿時に「連絡可」にチェックが入っている方には、補足のお話を聞かせていただく場合もありますので、その際はご協力をお願い申し上げます。）
※法に基づく対応を行い状況が改善された事例については[こちら](#)をご覧ください。

・次の質問にお答えください。

Q1. ご意見・事例の分類について、該当する項目1つを選択してください。【必須】

○ 1. 速度違反を惹起するおそれがある非合理的な到着時間の指定等

○ 2. やむを得ない遅延に対するペナルティ等

○ 3. 積み込み直前に貨物量を増やすような急な依頼等

○ 4. 荷待ち時間の恒常的な発生等

○ 5. 依頼と異なる積み込み作業等

○ 6. 依頼にはなかったラベル貼り・検品などの附帯作業等

○ 7. 高送料金など費用の自己負担等

○ 8. 過度な貨物事故（つぶれ、破損、へこみ、こすれ、擦れなど）への対応等

○ 9. 異常気象によるトラブル等

○ 10. その他、コンプライアンス的に問題と思われるもの

国土交通省トラック荷主特別対策室(トラックGメン)

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課	03-5253-8575	北陸信越運輸局 自動車交通部 貨物課	025-285-9154	中国運輸局 自動車交通部 貨物課	082-228-3438
北海道運輸局 自動車交通部 貨物課	011-290-2743	中部運輸局 自動車交通部 貨物課	052-952-8037	四国運輸局 自動車交通部 貨物課	087-802-6773
東北運輸局 自動車交通部 貨物課	022-791-7531	近畿運輸局 自動車交通部 貨物課	06-6949-6447	九州運輸局 自動車交通部 貨物課	092-472-2528
関東運輸局 自動車交通部 貨物課	045-211-7248	神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送部門	078-453-1104	沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課	098-866-1836

荷主勧告制度

```
graph LR; A[トラック運送事業者の法令違反行為] --> B[荷主へ早期に協力要請]; A --> C[荷主の関与の調査]; C --> D[荷主が指示するなど主体的な関与が認められる場合]; C --> E[主体的ではないが荷主の関与があった場合]; D --> F[荷主勧告]; E --> G[警告]; G --> H[3年以内に同様の事案が再発した場合]; H --> F;
```

ドライバーの命と大切な荷物を守るために！異常気象時は運行中止も視野に…

台風等による異常気象時下における無理な運行により、近年、事業用トラックの横転事故等が相次ぐなど、トラック運送事業の遂行に支障をきたす事案が散見されております。

台風等による被害発生が予測される場合には、国から示された「異常気象時における措置の目安」を基に、着荷主・発荷主等とも連携を図りつつ、ドライバーの命と大切な荷物を守るための行動の実践に取り組みましょう。

なお、安全な輸送を行うことができないと判断したにもかかわらず、荷主等に輸送を強要された場合、国土交通省のホームページに設置する「意見等の募集窓口」や、最寄りの地方運輸局又は運輸支局等にその旨通報する手段が設けられています。

⚠️ 異常気象時における措置の目安 ⚠️

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安※
降雨時 	20～30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）	輸送を中止することも検討するべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時 	10～15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	
	20～30m/s	通常で速度で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討するべき
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時 	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
視界不良（濃霧・風雪等）時 	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき		
警報発表時 	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき		

※ 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行う。

出典：国土交通省自動車局貨物課長通達 ※この目安は令和2年2月28日現在。

国土交通省

JTA 公益社団法人 全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

STOP

異常気象時における気象情報等の入手先(例)

※以下の情報サイトは全日本トラック協会が調べた令和5年12月現在の情報です。

QRコードを読み取ると各サイトにアクセスできます。
パソコン等でご覧の方は、QRコードをクリックしてアクセスすることもできます。

気象情報

※QRコードの位置は誤認識を防ぐ為の配置となっています。

警報発表時 	 気象庁 気象警報・注意報	 tenki.jp 警報・注意報
暴風時 	気象庁 アメダス 風向・風速 	YAHOO天気・災害 全国の風予測 
降雪時 	 気象庁 今後の雪	 気象庁 アメダス 積雪深
視界不良(濃霧・ 風雪等)時 	気象庁 気象警報・注意報 	CPS-IIPリスクウォッチャー 濃霧注意報 - 気象警報最新マップ 
降雨時 	 気象庁 アメダス 24時間降水量	 tenki.jp 雨雲レーダー
ライブカメラ映像 	国土交通省 各地方整備局の取組 全国のライブカメラ 	
天気予報 	 気象庁 天気予報	 気象庁 2週間気温予報

お使いのスマートフォンやパソコンによって画面の表示が異なることがあります。
また、QRコードの読み取りソフトによってサイトまでの表示手順が異なることがあります。

道路・交通情報

通行止め 	国土交通省 ハザードマップ ポータルサイト 	(公財)日本道路交通情報センター 高速道路や一般道路の通行止め、 渋滞、冬用タイヤ必要等の情報
渋滞情報 	 ドラとら 	
雪道情報 	国土交通省 冬の道路情報 雪みち情報リンク集 	国土交通省 北陸雪害対策技術センター おしえて！雪ナビ 
異常気象時の 運転注意点 	 国土交通省 冬の道路情報 雪みちの運転テクニックに 関するリンク集	 JAF 台風・大雨時の クルマに関する注意点

各情報をもとにとるべき行動と、
相当する警戒レベルについて

出典：内閣府（防災担当）・消防庁

警戒レベル	避難情報等
5	緊急安全確保 ※1 災害発生又は切迫
警戒レベル4までに必ず避難！	
4	避難指示 ※2 災害のおそれ高い
3	高齢者等避難 ※3 災害のおそれあり
2	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁) 気象状況悪化
1	早期注意情報(気象庁) 今後気象状況悪化のおそれ

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

高速道路情報（リアルタイムな渋滞規制情報）

※異常気象時における通行止めの可能性は各サイトのニュースリリースをご覧ください。

異常気象時の
高速道路影響情報

国の「緊急情報」や、「特別警報」が発令されるようなときには、高速道路各社と気象予測会社社が連携して注意喚起の広報が行われるサイトです。

高速道路影響情報サイト



(公財)日本道路交通情報センター
※一般道路の情報も含まれます。

 ドラとら（東日本）

 アイハイウェイ（中日本）

 アイハイウェイ（西日本）

 mew-ti（首都高速）

 道路交通情報（名古屋高速）

NEXCO東日本



首都高速道路（株）



阪神高速道路（株）



本州四国連絡高速道路（株）



NEXCO中日本



NEXCO西日本



名古屋高速



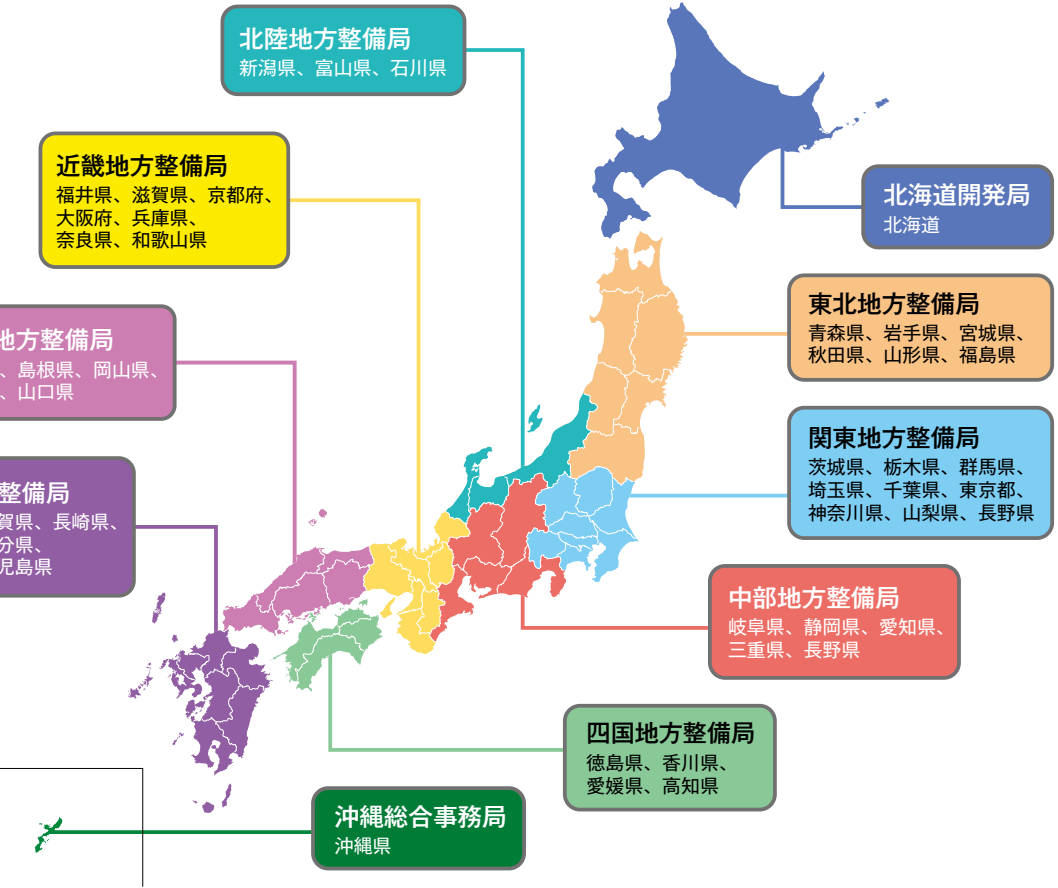
道路管理者が提供する道路情報

道路防災情報WEBマップ 

※道路防災情報：道路冠水想定力所、事前通行規制区間及び緊急輸送道路に関する情報。

道路情報提供システム 

※道路情報提供システム：道路に関する規制情報や天気情報、路面情報。



北陸地方整備局
新潟県、富山県、石川県

近畿地方整備局
福井県、滋賀県、京都府、
大阪府、兵庫県、
奈良県、和歌山県

中国地方整備局
鳥取県、島根県、岡山県、
広島県、山口県

九州地方整備局
福岡県、佐賀県、長崎県、
熊本県、大分県、
宮崎県、鹿児島県

北海道開発局
北海道

東北地方整備局
青森県、岩手県、宮城県、
秋田県、山形県、福島県

関東地方整備局
茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、山梨県、長野県

中部地方整備局
岐阜県、静岡県、愛知県、
三重県、長野県

四国地方整備局
徳島県、香川県、
愛媛県、高知県

沖縄総合事務局
沖縄県